Ⅰ．入札制度について

1. 県内地元企業の優先活用について

簡易公募型競争入札方式の業務につきましては、担い手確保および地元企業の育成の観点から、地域要件として｢鹿児島県に本店・支店営業所等あり｣ではなく「鹿児島県に本店あり」の維持拡大をお願いします。

また、受注機会均等に配慮し価格競争の拡大をお願いします。

|  |
| --- |
| ・簡易公募型入札方式における地域要件については、業務特性を踏まえ効率的かつ十分な成果が得られると共に競争性が確保される場合に設定している。・落札方式については、業務内容に応じ設定している。・今後も業務内容を踏まえ、担い手確保、地元企業の育成等に配慮した地域要件の設定を行いたい。 |

1. 女性・若手技術者配置型について

女性・若手技術者配置型の業務につきましては、大手コンサルと地元企業では技術者数の規模が違うので、地域要件として「鹿児島県に本店あり」の設定をお願いします。

|  |
| --- |
| ・競争性が確保できることが重要と考えている。・地元企業の女性・若手技術者の在籍状況や従事している専門性等を情報提供して頂きたい。 |

（３）調査基準価格・品質確保基準価格の引き上げについて

現在の総合評価落札方式による発注においては、入札する段階では自社・他社の技術点が不明なため、入札金額は調査基準価格に近い金額を入れざるを得ず、必然的に利益の確保が難しい状況にあります。

つきましては、適正な利益の確保、公共工事の品質の確保、技術者の育成等の観点から、調査基準価格・品質確保基準価格の85～90％への更なる引上げをお願いします。

|  |
| --- |
| ・建設コンサルタント業務における品質確保の観点より、調査基準価格および品質確保基準価格の設定を行っている。・当要望は上部機関へしっかりと伝える。 |

（４）総合評価における技術点の実施方針の評価点内訳の公表について

総合評価落札方式の技術点の評価における実施方針において、「業務理解度」「実施手順」「照査における具体の手法・工夫等」「その他」の評価項目により評価していただいておりますが、各項目の評価点の内訳は公表されておりません。

今後の技術提案書の検証・改善、企業の技術力・品質の向上や技術者のモチベーション確保のために、実施方針の各評価項目の評価点内訳を公表して頂くよう検討をお願いします。

|  |
| --- |
| ・総合評価の技術点の評価方法については、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインに基づいて行っている。要望内容については、しっかりと上層機関の本局へ伝えてまいりたい。【その他】Ｑ.（価格点を取りにいかざるを得ないが、利益を確保できない。）技術評価点を公表して頂きたい。Ａ.談合等を阻止する仕組みになっているため、過去の評価等を参考にしてください。 |

（５）「なんでも業務」の入札契約方式について

「なんでも業務」の発注に関しては、業務の特性上、打合せ・協議が頻繁に発生することから、地域要件として｢鹿児島県に本店あり｣の設定をお願いします。

また、当該業務は、発注当初に業務内容が確定しておらず、進捗とともに業務内容が変わるので、時間と労力の掛かる総合評価落札方式ではなく、簡易公募型競争入札方式（価格競争）、或いは指名競争入札方式の採用をお願いします。

|  |
| --- |
| ・業務の特性を考慮し、効率的・十分な成果が得られ、業務の実施が可能かつ競争性が保たれる場合について地域要件を設定している。・発注方式においても、業務内容に応じた適切な（定められた）発注方式の選定を行っているため、ご要望に応じた配慮が出来るわけではない。ご理解いただきたい。 |

（６）総合評価落札方式での表彰評価の見直し

総合評価落札方式における技術評価点を算出するための基準では、業務執行技術力として、業務成績及び優良表彰を評価していますが、「予定技術者の経験及び能力」の配点の６０％を占めています。そのため業務成績や表彰のない会社は受注が困難になり、新規参入においては、ほぼ不可能になります。

　　地元企業育成の観点から資格・実績等の配点割合を高くして頂きますようお願いします。

|  |
| --- |
| ・成績表彰を重視しすぎることで企業の新規参入や若手技術者の育成を阻害しないよう配慮し設定している。・地域の建設コンサルタントの技術力の向上健全育成は、担い手の中長期的な育成確保や災害対応時における機動性の観点からも大変重要と理解している。・今後も引き続き検討してまいりたい。また、ご要望内容については、しっかりと上層機関の本局へ伝えてまいりたい。【その他】Ｑ.Ａ事務所では85点、Ｂ事務所では83点の場合、Ｂ事務所の83点の業務が局長表彰になっているケースがある。その場合でも、表彰点を加点して以後の入札条件になるのは、おかしいのではないでしょうか。Ａ.基本的には点数が高い方が評価される。但し、分野（測量・設計・調査）に分かれている。また、事務所別に評価しているため、そのような現象が起きている。 |

Ⅱ.歩掛り・積算について

（１）用地補償の次の４業務について、業務内容と報酬が大きく乖離しています。歩掛の改善や整備により業務報酬の適正な支払いをお願いします。

1. 事業損失調査について

求められる業務内容と歩掛に大きな隔たりがあります。例えば、全てのちり切れや不良箇所の計測・展開図等作成、また、調査要領の変更で全柱傾斜調査などが加わり歩掛との間に大きな差が生じています。調査に時間がかかることで建物所有者にも立会等で負担をかけている現状もあります。平成２７年度に見直しをしていただいておりますが、実態としてはまだ足りない状況でありますので、引き続き見直しをお願いします。

|  |
| --- |
| ・平成25年度に実施した所要作業時間実態調査の結果を基に、平成27年度に歩掛改正を行っており、現行の歩掛は適正なものと考えている。なお、今後、要領の改正、具体的な作業内容に変化がある場合は、再度改正の必要が生じてくるものと思われる。 |

1. 物件調査について

特記仕様書等への記載又は指示業務のうち、業務報酬に反映されない業務が見受けられます。例えば、鉄筋コンクリート建物等の鉄筋調査です。不可視であるため建物図面がない場合、施工業者を探し、調査を行い、確認しなければなりません。また、年数の決定において、特に工作物は、設置年数の決定をするため、過去の資料収集を行いますが、図面がない場合は施工業者まで出向き、図面の有無を確認しなければなりません。平成２７年度に見直しをしていただいておりますが、実態として、まだ足りない状況ですので、引き続き見直しをお願いします。

|  |
| --- |
| ・共通仕様書に算定の方法が記載されている。非木造の不可視部分については、非木造建物調査積算要領に定められている。・平成24年度に所要作業時間実態調査を踏まえて、平成27年度に歩掛けの改正を行っているので、適正なものと考えている。 |

1. 立竹木調査について

「立木の径の計測とテープ結び付け」作業として、20年度迄は「径11㎝以上の立木のみ」の作業でしたが、歩掛り・積算は据え置かれたまま21年度以降は「1㎝以上の立木は全て」作業することに基準が変更にされています。立木調査において「11㎝以上のみ」と「1㎝以上全て」では計測等の労力・時間に数倍の開きがあり、現状の歩掛と大幅に乖離しています。歩掛の改定をお願いします。

|  |
| --- |
| ・平成27年度に所要作業時間実態調査を行い、今年度、全国において歩掛改定について検討を行っていると聞いている。当意見を関係部局部署に伝えていきたいと考えている。 |

1. 土地調査について

土地実地調査書作成の作業内容が大幅に変更され、これまでに比べコストが大幅に増え、現状の歩掛りと乖離しています。土地の用途によって歩掛の見直しをお願いします。

|  |
| --- |
| ・数年前に作業内容が大幅に変更になっており、昨年、若干簡素化されてきたが、現在、九州地方整備局用地部で、歩掛調査等を含めて歩掛変更に着手していると聞いている。 |

（２）打合せ協議について

打合せ協議では実情に応じた歩掛りの運用を要望します。

平成２８年度に見直しをしていただき、歩掛も増えておりますが、実際には、積算回数以上の協議を行っているのが現状です。引き続き、実情に即した運用をお願いします。

|  |
| --- |
| ・平成28年度の積算基準の一部改定に伴って、中間打合せの標準回数が変更、改定している。具体的には、測量地質調査については、標準3回、設計調査計画については、標準5回、用地関連については、業務に併せて、2回から5回、変更している。・打合せ回数に変更が生じる場合は、職員と協議を行い、契約変更の対象としている。なお双方の業務の効率化を図る観点から、打合せ内容等の是非を事前にメール等で知らせていただければ効率よく進んでいくものと思われる。 |

（３）土地評価業務について

土地評価業務については実際に必要な作業量に応じ、契約の変更をお願いします。土地評価にあたっては、その土地の所在・場所により資料収集や根拠作成にかかわる作業量に大きな差が生じ、実作業量が歩掛実態と乖離する場合があります。特に、局承認案件においては、決定までにさらに協議や資料追加が必要となるケースが多く、多大な時間と労力を要します。従って、実態に即した歩掛改定をお願いします。

|  |
| --- |
| ・平成25年度に実施した所要作業時間実態調査の結果を基に、平成27年度に歩掛改正を行っており、現行の歩掛は、適正なものと考えている。・打合せ協議に関しても、平成28年度に歩掛改正を行い、協議における不足は生じていないと考えている。・局長承認事項については、土地評価の共通仕様書の中で求められている通常業務の範囲内と考えている。補足・用地関係歩掛改定作業については、全地方整備局合同で行っている。業務を受注した業者に所要作業時間実態調査を行いまた、全国の地方整備局で受注実績のある業者に対してヒアリングを実施したうえで、歩掛改正がなされているのを理解していただきたい。調査結果に著しい乖離が見られない業務については、改定はされない。・所要作業時間実態調査は、平成24年度から開始しており、平成28年度は、実施している所要作業時間実態調査で予定されている全ての項目の調査が完了もしくは継続している状況であり、今後は、調査結果のサンプルが十分に得られなかった業務等について継続するのか、今回で完了し暫く状況を見るのか、判断していく。・歩掛改定計画は当初、平成24年から平成29年としていたが、未改定もあることから、平成30、31年までするかは、予算措置等の問題もあるため、本省で検討中である。今後、大幅な積算要領改訂に伴い、実際の作業要領と大幅な乖離が見られない限り、現時点では整備局合同で実施することから、時間的、予算的制約により、所要作業時間実態調査を今後行うことは難しいのではと聞いている。・事業損失調査について、平成27年度改定済みであるが、平成27年度同様、引き続き見直しをお願いしたいとの意見があるので、実態として何が足りないのか、局から、内容を確認させて下さいとの回答あったので、具体的な内容をあげてもらえば、関係部署へ伝えたい。 |

Ⅲ．その他

（１）前払い金の支払いについて

前払い金については、直接工事に関連している業務に限って支払いをして頂いているかと思いますが、工事施工に関係しない交通量調査、交通処理計画、水質調査等の業務においても支払いをお願いします。

|  |
| --- |
| ・現状においては、調査業務の前金払いの対象となる場合、直接工事に関与するものに限るとされており、交通量調査、交通処理計画、高水位低水位の流量観測、採水調査、水質調査、治水経済調査等により得た資料が工事施工に関係しない場合は、前金払いの対象となっていない。・頂いた要望については、昨年と同様に上部機関へ報告する。 |

（２）参加表明書等の締め切り時刻の統一について

参加表明書や技術提案書の最終日の締切時刻が、12時の事務所と17時の事務所があります。九州管内の全事務所で17時に統一して頂きますようお願い致します。

締切時刻を意識して参加表明書等を作成・提出するようにしていますが、12時締切のところを17時締切と思い込み、参加機会を逸脱する場合があります。これは提出側の締切時刻管理の不行き届きの結果ですが、管理の煩わしさを避けるため統一して頂きますようお願いします。

|  |
| --- |
| ・鹿児島県内については、川内川河川事務所、大隅河川事務所が、現状17時締切に統一しているが、全事務所で17時締切に努めていきたい。ただし、連休等のカレンダーの配置によっては、統一できない場合もありえるため、公告書類、入札説明書の記載についてご確認頂きたい。・九州管内の締切時刻の統一については、上部機関へ報告する。 |

（３）工事連絡会へのコンサル参加について

発注者、施工業者及びコンサルの三者による工事連絡会は、設計コンサルの設計思想の伝達や施工段階で予測されるトラブルへの速やかな対応等極めて重要であり、今後も継続して実施していくことを望みます。しかしながら、施工業者からの比較的単純な質問への対応でも工事連絡会への出席を求められることがあります。質疑内容等を十分検討の上、参加の判断をしていただきますようお願いします。

|  |
| --- |
| ・工事連絡会は、設計思想の伝達、情報共有の意義で開催している。開催前には施工者の質問内容を確認し、質問内容が軽微であっても設計意図を明確に施工者に伝達する必要があると判断した場合に出席を依頼している。趣旨をご理解の上ご協力お願いしたい。・開催案内で疑義が生じた場合は、個別に相談して頂きたい。 |